

国民健康保険税水準の準統一について

◆ 協議事項について

- 1 税率改定等について
- 2 賦課限度額の法定限度額への引き上げについて
- 3 条例改正等のスケジュールについて

1 税率改定等について

埼玉県では、国の方針を踏まえ、国民健康保険制度を将来にわたって持続可能なものとするため、「県内どこに住んでいても同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となること」という保険税水準の統一に向けた取組を行っています。

このため、県内全市町村が「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」に基づき、令和9年度から県の示す市町村標準保険税率を適用することとして、取組を進めています。

入間市では、国民健康保険運営協議会の答申に基づき、令和8年度より標準保険税率を入間市国民健康保険税率としました。

令和9年度以降も引き続き、例年11月中旬に県より示される、標準保険税率（仮算定値）での賦課を行うことになります。

今後は、標準保険税率を入間市国民健康保険税率とすることから、税率改定に対する審議事項は、当運営協議会に対する諮問とせず、協議決定することといたします。

2 賦課限度額の法定限度額への引き上げについて

保険税水準の統一をするために、賦課限度額についても県内で統一する必要があります。

入間市では、これまで賦課限度額の引き上げについて、議会へ上程・審議を経て条例改正を行い、法定限度額の改定から1年遅れで適用しています。

現在は、令和7年4月1日施行の地方税法等に基づいた賦課限度額を適用していますが、令和9年度以降は、例年3月末に公布される地方税法等に基づき適用することとなります。

このため条例改正については、専決処分による改正を予定しています。

※例年実施している、1年遅れでの限度額適用の実施は行わず、下図のように、令和9年4月1日施行予定の地方税法改正に併せて限度額適用を行います。

国	適用年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	医療給付費分	65 万円	66万円	67万円	未定
	後期高齢者支援金等分	24 万円	26万円	26万円	未定
	介護納付金分	17万円	17万円	17万円	未定
	子ども・子育て分	—	—	3万円	未定
	合 計	106 万円	109 万円	113万円	未定

適用

適用

適用

入間市	適用年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	医療給付費分	65 万円	65 万円	66万円	未定
	後期高齢者支援金等分	22万円	24 万円	26万円	未定
	介護納付金分	17万円	17万円	17万円	未定
	子ども・子育て分	—	—	3万円※	未定
	合 計	104万円	106万円	112 万円	未定

※子ども・子育て分は、令和8年度に新設されたため、国と同一年度で適用しています。

※令和9年度の法定限度額が示されましたら、改めてお知らせいたします。

3 条例改正等のスケジュールについて

(1) 国民健康保険運営協議会

- ・ 令和8年12月15日 第2回国民健康保険運営協議会で標準保険税率等報告予定

(2) 議 会

【税率改定】

- ・ 3月議会にて審議

【限度額等】

- ・ 令和9年4月1日施行（3月31日公布）予定
- ※ 専決処分にて対応予定

(3) 議会での審議結果の報告

- ・ 令和9年度第1回入間市国民健康保険運営協議会にて報告